

田原市ケーブルテレビ広告募集要項

田原市では、財源の確保と地域経済の活性化を目的に、「田原市ケーブルテレビ広告放送要領」に基づきケーブルテレビ事業者の田原市政情報番組「街角ネットたはら」で放送する有料広告を募集します。

1 広告を放送する媒体

- (1) 名称 ケーブルテレビ事業者の田原市政情報番組
- (2) 規格等 市政番組（10分）内の15秒・静止画（ナレーションあり）又は動画
- (3) 放送開始日 毎週木曜日
- (4) 放送回数と時間帯 1日5回放送
(午前7時20分～30分／午後0時20分～30分
午後3時20分～30分／午後6時20分～30分
午後10時20分～30分)
※ただし、放送時間は変更となる場合がある
- (5) 配信対象 田原市・豊橋市・新城市地域内 約70,000世帯

2 募集内容

- (1) 放送枠 田原市政情報番組「街角ネットたはら」内
- (2) 募集枠数 2枠（1番組内）
- (3) 放送期間 【別添】ケーブルテレビ広告募集・放送スケジュールで定める各期のうち最低4週、最長13週の間任意の週数
- (4) 放送料 田原市ケーブルテレビ広告放送要領に定めるとおり
- (5) 放送時間 番組（10分）内の15秒
ただし、広告放送する場所の指定はできない
- (6) 内容 田原市広告掲載基準に準拠する。市のイメージを損なわない内容とする。
- (7) 募集期間 ①第1期 毎年3月1日～4月末（7～9月放送分）
②第2期 毎年6月1日～7月末（10～12月放送分）
③第3期 毎年9月1日～10月末（1～3月放送分）
④第4期 毎年12月1日～翌1月末（4～6月放送分）

3 応募資格

- (1) 現在、本市の入札参加の指名停止処分を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第167条の4第2項の各号に該当しないこと。
- (3) 田原市広告取扱要綱第8条第2項の規定による業種又は事業者でないこと。

4 広告放送料

田原市ケーブルテレビ広告放送要領第6条別表に規定する額とし、以下に示す。

連続した 広告放送期間	割引率	税抜き金額 (千円未満切り捨て)	税込金額
----------------	-----	---------------------	------

4週		60,000円	66,000円
5週		75,000円	82,500円
6週		90,000円	99,000円
7週		105,000円	115,500円
8週	1割	108,000円	118,800円
9週	〃	121,000円	133,100円
10週	〃	135,000円	148,500円
11週	〃	148,000円	162,800円
12週	1.25割	157,000円	172,700円
13週	〃	170,000円	187,000円
14週	〃	183,000円	201,300円
15週	〃	196,000円	215,600円
16週	1.5割	204,000円	224,400円
<p>※16週以上連続して広告を放映する場合は、 15,000円×週数×0.85（千円未満切り捨て）×1.1 とする。</p>			

5 申込等

- (1) 申込方法 田原市ケーブルテレビ広告放送申込書（様式第1号）に、別表1の必要書類等を添付のうえ、直接もしくは郵送又はメールにて提出してください。
- (2) 提出先 田原市役所企画部広報秘書課（田原市役所南庁舎4F）
〒441-3492（住所不要）
電話：0531-22-0138
Eメール：koho@city.tahara.aichi.jp
- (3) 注意事項 「田原市広告取扱要綱」「田原市広告掲載基準」「田原市ケーブルテレビ広告放送要領」をよくお読みください。
- (4) その他 各募集期間中に申込ができるのは、同一申請者につき、1種類の申請までとします。

6 選定等

- (1) 選定方法 広告審査委員会で審査し決定します。（要綱第9条参照）
- (2) 審査結果 田原市ケーブルテレビ広告放送許可・不許可決定通知書（様式第2号）にて通知します。

7 放送料納付及び広告素材等提出

- (1) 放送料納付 田原市ケーブルテレビ広告放送許可決定通知書に添付の納付書にて、記載の期限までに納付してください。（前納）
- (2) 広告素材等提出 田原市ケーブルテレビ広告放送許可決定通知書に記載の期限までに提出してください。なお、広告素材データを提出する場合の放送規格等は別表2のとおりとし、メール添付又はCD-Rで提出してください。

8 関連規程

- (1) 田原市ケーブルテレビ広告放送要領
- (2) 田原市広告取扱要綱
- (3) 田原市広告掲載基準

9 問合せ先

田原市役所 企画部 広報秘書課 広報秘書係
〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
電話 0531-22-0138
ファックス 0531-23-1691
Eメール koho@city.tahara.aichi.jp

別表1

No.	添付書類等
1	会社案内等（会社の概要が分かるもの）
2	法人登記に係る現在事項全部証明書 ※個人事業主の場合は、住民票の写し
3	放送する静止画データ（案）もしくは動画データ（案） ※データ形式等は別表2による
4	ナレーション原稿（案）
5	その他市長が必要と認める書類

（注）広告放送の期間が満了した後、引き続いて同じ内容の広告放送を申し込む場合は、No. 2の書類は必要ありません。

別表 2

	静止画	動画
内容量	静止画データ 1～2枚	15秒
データ形式	JPEG または GIF、PNG	mp4
素材サイズ	横 1,920 pixel × 縦 1,080 pixel	横 1,280 pixel × 縦 720 pixel 以上を推奨 ※横向きの動画のみ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の入力に関しては、セーフティゾーン（画面サイズの80%以内）に収めること。 ※データ提出後、画面の空いている箇所に、田原市側で広告放送であることがわかる文言を追記する。 ・広告主の問合せ先を明記すること。 ・ナレーション原稿を提出すること。（静止画の場合は、田原市側でナレーション及び背景音楽を付けたデータを作成する。動画提出の場合もナレーション原稿は提出すること。） ・動画に背景音楽を使用する場合は、市政番組のイメージを損なわない音楽とすること。 	